

2009年10月13日

## 各位

有限会社サン・スマイル

埼玉県ふじみ野市西1-13-13

代表取締役松浦智紀

電話049-293-2031 FAX049-293-2032

### 弊社の規定する「無肥料自然栽培」につきまして

化学的に合成された農薬及び化学肥料、並びに有機肥料(但し、施肥目的でないものを除く。)を施用しない栽培方法を永続的に行うことを目的としてかかる栽培方法を実施し、甲(栽培者)の作成する栽培記録、乙(弊社)による現地視察等により、乙が認証した栽培を「無肥料自然栽培」、無肥料自然栽培により生産された農作物を「無肥料自然栽培農産物」とする。また、同等の規定を設けていると弊社が認めた企業からの仕入れ農産物もこれに含める。

なお、本条の「農薬」は、農薬取締法第2条第1項及び第2項、同「肥料」は、肥料の品質の確保等に関する法律第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

#### ※1) 肥料の品質の確保等に関する法律第2条第1項及び第2項

「この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。」(「肥料取締法」第二条第一項より抜粋)

#### ※2) 農薬取締法第2条第1項及び第2項

「この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」

2009年10月13日制定

2023年12月12日改定(文章の変更で内容の改定はない)

2024年11月11日改定(住所電話変更)